

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび、「保医発0329第06号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の新設が行われましたのでご案内いたします。
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2019年(平成31年) 4月 1日より適用
- 新規収載項目 クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB 遺伝子検出 … 未受託

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB 遺伝子検出	450点	微生物 150点	D023 微生物核酸 同定・定量 検査の12	<p>ア クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB遺伝子検出は、以下の(イ)～(ハ)をいずれも満たす入院患者に対して実施した場合に限り、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</p> <p>(イ) Clostridium difficile (CD) 感染症を疑う場合であって、クロストリジウム・ディフィシル抗原定性検査において、CD抗原陽性かつCDトキシン陰性であること。</p> <p>(ロ) 2歳以上でBristol Stool Scale 5以上の下痢症状があること。</p> <p>(ハ) 24時間以内に3回以上、又は平常時より多い便回数があること。</p> <p>イ 本検査は、関連学会の定める指針に基づき実施した場合に限り算定できる。</p> <p>ウ 本検査を行う場合にあっては、区分番号「D026」の「注3」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)のいずれか及び区分番号「A234-2」の「1」感染防止対策加算1の施設基準を届け出ている保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。</p> <p>エ 本検査を行う場合、下痢症状並びに本検査を行う前のCD抗原及びCDトキシンの検査結果について診療録に記載すること。</p> <p>オ 本検査と区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「15」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出を併せて測定した場合には、それぞれ算定できる。</p>